山形県水資源保全条例(平成25年3月県条例第14号) 山形県水資源保全条例施行規則(平成25年3月県規則第60号)

○山形県水資源保全条例

○山形県水資源保全条例施行規則

制定 平成25年3月22日山形県条例第14号

制定 平成25年3月29日山形県規則第60号

一部改正 平成25年9月27日山形県規則第80号

一部改正 平成28年4月1日山形県規則第35号

一部改正 平成29年3月10日山形県規則第7号

一部改正 令和3年9月24日山形県規則第72号

(目的)

(趣旨)

|第1条 この条例は、水資源の保全に関し基本と|第1条 この規則は、山形県水資源保全条例(平| なる事項並びに水資源保全地域における土地の 取引及び利用に関し必要な手続その他の措置を 定めることにより、水資源の保全に寄与するこ とを目的とする。

(基本理念)

成25年3月県条例第14号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 水資源の保全は、水資源が県民及び事業
第2条 この規則において使用する用語は、条例 者の生活及び経済活動に欠くことのできないも のであり、本県の豊かな森林等の自然環境に支 えられていることに鑑み、森林等の水源を涵(か ん)養する機能を維持するための取組等により 水資源を良好な状態で将来の世代に継承できる よう、適切に行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める水資源の保全に関す る基本理念(以下「基本理念」という。) にの っとり、水資源の保全に関する施策を総合的に 推進する責務を有する。

(県民の責務)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、水資源の 保全の重要性について理解を深め、県又は市町 村が実施する水資源の保全に関する施策に協力 するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、水資源 の保全の重要性について理解を深め、事業活動 を行うに当たり当該事業活動が水資源の保全に 影響を及ぼすおそれがあるときは、水資源の保 全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施 する水資源の保全に関する施策に協力するよう 努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

において使用する用語の例による。

第6条 森林等の土地の所有者、占有者及び管理 者(以下「土地所有者等」という。)は、基本 理念にのっとり、水資源の保全の重要性につい て理解を深め、森林等の土地の利用に当たって 森林等の水源を涵(かん)養する機能が維持さ れるよう配慮するとともに、県又は市町村が実 施する水資源の保全に関する施策に協力するよ う努めなければならない。

(市町村との連携)

第7条 県は、市町村が実施する水資源の保全に 関する施策に協力するとともに、水資源の保全 に関し必要があると認めるときは、市町村に対 して必要な協力を求めるものとする。

(水資源保全総合計画の策定等)

- 第8条 知事は、水資源の保全に関する施策の総 合的な推進を図るための計画(以下「水資源保 全総合計画」という。)を策定するものとする。
- 2 水資源保全総合計画は、次に掲げる事項につ いて定めるものとする。
 - (1) 水資源の適正な利用及び保全のための施 策に関する事項
 - (2) 森林等の水源を涵(かん)養する機能を 維持するための施策に関する事項
 - (3) 水資源の保全の見地から適正な土地利用 を図るための施策に関する事項
 - (4) 前3号に規定する施策について県民、事 業者及び土地所有者等の理解の促進を図るた めの施策に関する事項
- 3 知事は、水資源保全総合計画を策定し、又は 変更しようとするときは、山形県環境審議会の 意見を聴くとともに、県民、事業者、土地所有 者等及び市町村の意見を反映させるために必要 な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、水資源保全総合計画を策定し、又は 変更したときは、速やかにこれを公表するもの とする。

(水資源保全地域の指定等)

**第9条 知事は、公共の用に供される水に係る取

第3条 条例第9条第1項の公共の用に供される** 水地点及びその周辺の区域(国有地を除く。) であって、水資源を保全するため適正な土地利 用を図る必要があるものとして規則で定めるも のを水資源保全地域として指定する。

(水資源保全地域)

水に係る取水地点及びその周辺の区域(国有地 を除く。) であって、水資源を保全するため適 正な土地利用を図る必要があるものとして規則 で定めるものは、水道の原水、農業、林業又は 漁業の用に供される水、工業用水、融雪の用に 供される水その他これらに類する水に係る取水

- 2 知事は、水資源保全地域を指定しようとする ときは、あらかじめ関係市町村長及び山形県環 境審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、水資源保全地域を指定しようとする ときは、あらかじめその旨及び指定しようとす る区域を告示し、その案を当該告示の日から2 週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による告示があったときは、当該 水資源保全地域の住民及び利害関係人は、同項 の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案 について、知事に意見書を提出することができ る。
- 5 知事は、前項の規定により縦覧に供された案第4条 条例第9条第5項の規定による意見の聴 について異議がある旨の意見書の提出があった ときは、規則で定めるところにより、当該意見 書を提出した者の意見を聴くものとする。
- 6 知事は、水資源保全地域の指定をするときは、 その旨及びその区域を告示しなければならな
- 7 水資源保全地域の指定は、前項の規定による 告示によりその効力を生ずる。
- 8 第2項から前項までの規定は、水資源保全地 域の指定の解除及び区域の変更について準用す

地点及びその周辺の区域並びに当該取水地点に 係る集水区域及びその周辺の区域(農地法(昭 和27年法律第229号)、都市計画法(昭和43年法 律第100号) その他の法令により土地の所有、使 用又は収益について許可、認可等を要する区域 (当該取水地点における取水量を確保するため に必要と認められる区域及び森林等の水源を涵 (かん)養する機能の維持を図る必要があると 認められる区域を除く。)を除く。)で森林法 (昭和26年法律第249号) 第5条第1項に規定す る地域森林計画で定める同条第2項第1号の森 林の区域(以下「森林の区域」という。)であ るもの又は当該集水区域及びその周辺の区域に おける開発行為が当該取水地点における取水量 に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められ るもの(森林の区域を除く。)とする。

(水資源保全地域の指定に係る意見の聴取)

- 取(以下「意見聴取」という。)に当たっては、 同条第4項の規定により意見書を提出した者に 対し、意見聴取の日時及び場所をその期日の1 週間前までに書面により通知するものとする。
- 2 意見聴取は、公開により行うものとする。た だし、知事が特に必要があると認めるときは、 この限りでない。

る。

(水資源保全地域における土地取引等の事前届 出)

- 第10条 水資源保全地域内の土地について、土地第5条 条例第10条第1項の規則で定める使用及 の所有権又は賃借権その他の規則で定める使用 及び収益を目的とする権利(以下「土地の所有 権等」という。)を有している者は、当該土地2 の所有権等を移転し、又は設定する契約(以下 「土地売買等の契約」という。) を締結しよう とする場合は、当該土地売買等の契約を締結し3 ようとする日から起算して2月前までに、規則 で定めるところにより、次に掲げる事項を知事 に届け出なければならない。
 - (1) 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住 所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及 び主たる事務所の所在地)
 - (2) 土地売買等の契約に係る土地の区域及び 面積
 - (3) 土地売買等の契約に係る契約の種類及び 内容
 - (4) 土地売買等の契約を締結しようとする日
 - (5) 土地の所有権等の移転又は設定後におけ る土地の利用目的
 - る事項
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当す る場合には、適用しない。
 - (1) 土地売買等の契約の当事者の一方又は双 方が国又は地方公共団体である場合
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置として 行う場合
 - る場合

(水資源保全地域における土地取引等の事前届 出)

- び収益を目的とする権利は、賃借権、地上権、 地役権、質権及び使用貸借による権利とする。
- 条例第10条第1項の規定による届出は、別記 様式第1号による届出書を提出して行うものと する。
- 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付し なければならない。
 - (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を明 らかにした地形図
 - (2) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項 証明書又は土地の所有権等を有することを証 する書面の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定め4 条例第10条第1項第6号の規則で定める事項 は、土地売買等の契約に係る土地の地目及び現 況とする。

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、規則で定め5 条例第10条第2項第3号の規則で定める場合 は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 土地の所有権等の移転又は設定を受けよ うとする者が分収林特別措置法(昭和33年法 律第57号) 第10条第2号に掲げる森林整備法 人又は国立研究開発法人森林研究・整備機構 である場合
 - (2) 土地売買等の契約が、当該土地の所有権 等の移転又は設定に関し農地法第3条第1項

- 3 前条第1項の規定による指定(同条第8項の 規定による区域の変更を含む。)の日から起算 して2月を経過する日までの間に当該指定に係 る水資源保全地域(当該区域の変更にあっては、 当該区域の変更により新たに水資源保全地域と なった区域) 内の土地について土地売買等の契 約を締結しようとする場合における第1項の規 定の適用については、同項中「当該土地売買等 の契約を締結しようとする日から起算して2月 前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 4 知事は、第1項の規定による届出があったと きは、遅滞なくその内容を関係市町村長に通知 し、水資源の保全の見地から意見を求めるもの とする。
- 5 知事は、前項の規定による関係市町村長の意 見を勘案し、水資源の保全のために特に必要が あると認めるときは、第1項の規定による届出 をした者に対し、当該届出に係る土地の利用に 関し必要な指導を行うことができる。この場合 において、知事は、必要があると認めるときは、 あらかじめ山形県環境審議会の意見を聴くもの とする。
- 6 第1項の規定による届出をした者は、前項の 規定による指導を受けたときは、当該届出に係 る土地の所有権等の移転又は設定を受けようと する者に当該指導の内容を伝達しなければなら ない。
- 7 第1項の規定による届出をした者は、当該届6 条例第10条第7項の規定による変更の届出 間において同項各号に掲げる事項に変更があっ たときは、規則で定めるところにより、速やか7 に知事に届け出なければならない。
- 8 第4項から第6項までの規定は、前項の規定

- の規定による許可を要するものである場合又 は同項各号のいずれかに該当するものである 場合
- (3) 森林法第10条の2第1項第3号に該当す る場合に係る行為を行うために土地売買等の 契約を行う場合
- (4) 電柱(支柱、支線等を含む。以下同じ。) 標識、柵、観測設備、消防設備その他これら に類する軽易な工作物の新築、改築又は増築 を行うために土地売買等の契約を行う場合

- 出に係る土地売買等の契約を締結する日までの は、別記様式第2号による変更届出書を提出し て行うものとする。
 - 前項の変更届出書には、当該変更に係る第3 項各号に掲げる書類を添付しなければならな

による届出について準用する。

(水資源保全地域における開発行為の事前届 出)

第11条 水資源保全地域内において、土石の採取|第6条 条例第11条第1項の規則で定める土地の| その他の規則で定める土地の形質の変更又は地 下水を採取するための設備の設置その他の行為 で規則で定めるもの(以下「開発行為」という。)|2 を行おうとする者は、当該開発行為に着手しよ うとする日から起算して2月前までに、規則で 定めるところにより、次に掲げる事項を知事に 届け出なければならない。

- (1) 開発行為を行おうとする者の氏名及び住 所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及 び主たる事務所の所在地)
- (2) 開発行為を行おうとする土地の区域
- (3) 開発行為の内容
- る事項
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当す る場合には、適用しない。
 - (1) 国又は地方公共団体が行う場合
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置として 行う場合
 - 2 第1項の許可その他の法令に基づく許可、 認可又は届出を要する行為であって規則で定 めるものを行う場合

(水資源保全地域における開発行為の事前届 出)

- 形質の変更は、土石の採取、鉱物の掘採、土地 の開墾、盛土、切土及び土砂の堆積とする。
- 条例第11条第1項の地下水を採取するための 設備の設置その他の行為で規則で定めるもの は、次に掲げる行為とする。
 - (1) 地下水又は地表水を取水するための設備 の設置
 - (2) 建物その他の工作物の新築、改築又は増 築
 - (3) 立木の伐採
- 条例第11条第1項の規定による届出は、別記 様式第3号による届出書を提出して行うものと する。
- 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付し なければならない。
 - (1) 開発行為を行おうとする位置を示す図面
 - (2) 開発行為を行おうとする土地の区域の状 況を明らかにした図面及び写真
 - (3) 開発行為に係る平面図、立面図、断面図、 構造図その他の開発行為の施行方法の表示に 必要な図面

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定め 5 条例第11条第1項第4号の規則で定める事項 は、開発行為に着手しようとする日及び開発行 為の完了の予定日とする。

- (3) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の6 条例第11条第2項第3号の規則で定める行為 は、次に掲げる行為とする。
 - (1) 森林法第10条の2第1項の規定による許 可を要する行為、同法第10条の8第1項の規 定による届出を要する行為、同法第34条第1 項若しくは第2項の規定による許可を要する

- (4) 農業、林業又は漁業を営むために行う場 合
- (5) 自己の居住の用に供する住宅の建築(増 築及び改築を含む。)、移転又は撤去のため に行う場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、規則で定めて 条例第11条第2項第6号の規則で定める場合 る場合

- 3 第9条第1項の規定による指定(同条第8項 の規定による区域の変更を含む。)の日から起 算して2月を経過する日までの間に当該指定に 係る水資源保全地域(当該区域の変更にあって は、当該区域の変更により新たに水資源保全地 域となった区域)内において開発行為に着手し ようとする場合における第1項の規定の適用に ついては、同項中「当該開発行為に着手しよう とする日から起算して2月前までに」とあるの は、「あらかじめ」とする。
- 4 知事は、第1項の規定による届出があったと きは、遅滞なくその内容を関係市町村長に通知 し、水資源の保全の見地から意見を求めるもの とする。
- 5 知事は、前項の規定による関係市町村長の意 見を勘案し、水資源の保全のために特に必要が

行為又は同法第34条の2第1項若しくは第34 条の3第1項の規定による届出を要する行為

- (2) 温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第 1項又は第11条第1項の規定による許可を要 する行為
- (3) 山形県地下水の採取の適正化に関する条 例(昭和51年3月県条例第16号)第7条第1 項の規定による届出を要する行為

は、次に掲げる行為を行う場合とする。

- (1) 森林法第10条の2第1項第3号に該当す る場合に係る行為、同法第10条の8第1項各 号のいずれかに該当する場合に係る行為又は 同法第34条第1項各号若しくは第2項各号の いずれかに該当する場合に係る行為
- (2) 山形県地下水の採取の適正化に関する条 例第7条第2項各号のいずれかに該当する場 合に係る行為
- (3) 電柱、標識、柵、観測設備、消防設備そ の他これらに類する軽易な工作物の新築、改 築又は増築
- (4) 建物その他の工作物の補修等通常の管理 行為

あると認めるときは、第1項の規定による届出 をした者に対し、当該届出に係る開発行為に関 し必要な指導を行うことができる。この場合に おいて、知事は、必要があると認めるときは、 あらかじめ山形県環境審議会の意見を聴くもの とする。

- 6 第1項の規定による届出をした者は、当該届 8 条例第11条第6項の規定による変更の届出 出に係る開発行為に着手する日までの間におい て同項各号に掲げる事項に変更があったとき は、規則で定めるところにより、速やかに知事9 に届け出なければならない。
- 7 第4項及び第5項の規定は、前項の規定によ る届出について準用する。

(報告の徴収及び立入調査)

- 第12条 知事は、第10条第1項若しくは第7項の 規定による届出をすべき者又は前条第1項若し くは第6項の規定による届出をすべき者に対 し、この条例の施行に必要な限度において、当 該届出に係る土地売買等の契約又は開発行為に 関する事項について必要な報告又は資料の提出 を求めることができる。
- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度におい て、その職員に、水資源保全地域内の土地売買 等の契約に係る土地又は開発行為に係る土地に 立ち入り、当該土地売買等の契約若しくは開発 行為に関する事項について調査させ、又は関係 者に質問させることができる。
- 3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯 第7条 条例第12条第3項に規定する身分を示す し、関係者の請求があったときは、これを提示 しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪 捜査のために認められたものと解釈してはなら ない。

(勧告及び命令)

第13条 知事は、第10条第1項若しくは第7項又 は第11条第1項若しくは第6項の規定による届 出をした者が第10条第5項(同条第8項におい て準用する場合を含む。) 又は第11条第5項(同 条第7項において準用する場合を含む。)の規 定による指導に正当な理由なく従わなかったと きは、当該届出をした者に対し、必要な措置を 執るべき旨の勧告をすることができる。

- は、別記様式第4号による変更届出書を提出し て行うものとする。
- 前項の変更届出書には、当該変更に係る第4 項各号に掲げる書類を添付しなければならな

(身分証明書の様式)

証明書は、別記様式第5号によるものとする。

- 2 知事は、第10条第1項若しくは第7項又は第 11条第1項若しくは第6項の規定に違反して届 出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、必 要な措置を執るべき旨の勧告をすることができ る。この場合において、知事は、必要があると 認めるときは、あらかじめ関係市町村長又は山 形県環境審議会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者 (第11条第1項又は第6項の規定による届出を した者に限る。)又は前項の規定による勧告を 受けた者(同条第1項又は第6項の規定に違反 して届出をせず、又は虚偽の届出をした者に限 る。)が正当な理由なく当該勧告に従わなかっ たときは、これらの者に対し、当該勧告に従う べきことを命ずることができる。

(公表等)

- 第14条 知事は、第10条第1項若しくは第7項の 規定による届出をすべき者又は第11条第1項若 しくは第6項の規定による届出をすべき者が次 の各号のいずれかに該当するときは、当該各号 に定める内容を公表し、水資源の保全の観点か ら県の事務又は事業の実施に関し必要な措置を 講ずることができる。
 - (1) 正当な理由なく、第10条第1項若しくは 第7項又は第11条第1項若しくは第6項の規 定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出を したとき。 その旨並びに当該届出をせず、 又は虚偽の届出をした者の氏名及び住所(法 人にあっては、名称、代表者の氏名及び主た る事務所の所在地)
 - (2) 正当な理由なく、第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による資料の提出をせず、又は同条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは間の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。 その旨並びに当該報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは資料の提出をせず、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは原間に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (3) 正当な理由なく前条第1項又は第2項の

規定による勧告に従わなかったとき。 その 旨、当該勧告に従わなかった者の氏名及び住 所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及 び主たる事務所の所在地)並びに当該勧告の 内容

- (4) 正当な理由なく前条第3項の規定による 命令に従わなかったとき。 その旨、当該命 令に従わなかった者の氏名及び住所(法人に あっては、名称、代表者の氏名及び主たる事 務所の所在地)並びに当該命令の内容
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ同項に規定する者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(罰則)

- 第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。
 - (1) 第10条第1項若しくは第7項又は第11条 第1項若しくは第6項の規定に違反して届出 をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第12条第1項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規 定による資料の提出をせず、又は同条第2項 の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しく は忌避し、若しくは同項の規定による質問に 対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし た者
 - (3) 第13条第3項の規定による命令に従わな かった者

(市町村の条例との関係)

第16条 市町村の条例により、水資源の保全を図るための措置の適切な実施が確保されると知事が認めるときは、当該市町村の区域においては、第10条から前条までの規定は適用しない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例 の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 ただし、第10条から第16条までの規定は、同年 10月1日から施行する。
- 2 平成25年10月1日から同年11月30日までの間 に、同年10月1日において現に第9条第1項の 規定により指定されている水資源保全地域内の 土地について土地売買等の契約を締結しようと

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

する場合及び当該水資源保全地域内において開発行為に着手しようとする場合における第10条第1項及び第11条第1項の規定の適用については、第10条第1項中「当該土地売買等の契約を締結しようとする日から起算して2月前までに」とあるのは「あらかじめ」と、第11条第1項中「当該開発行為に着手しようとする日から起算して2月前までに」とあるのは「あらかじめ」とする。この場合において、第10条第3項及び第11条第3項の規定は、適用しない。

附 則(平成25年9月27日規則第80号) この規則は、平成25年10月1日から施行する。 ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行 する。

附 則 (平成28年4月1日規則第35号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成29年3月10日規則第7号) この規則は、平成29年4月1日から施行する。 附 則 (令和3年9月24日規則第72号)

- 1 この附則は、交付の日から施行する。
- 2 この附則の施行の際現にあるこの規則による 改正前の様式による用紙については、当分の間、 使用することができる。